

～ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会～
第4回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会 概要

日時 平成23年12月20日(火) 13時～15時15分

場所 千葉県社会福祉センター4階会議室

出席者 委員 10名(代理出席 1名)
事務局 県社協 5名 合計15名

概況：1 開会

2 議題

- (1) これまでの協議に基づく修正箇所について
- (2) 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び市町村行政等関係機関との連携
- (3) 資料編について

3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 開会

(事務局 佐野)

第4回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会を開会いたします。

【議事概要】

2 議題

(1) これまでの協議に基づく修正箇所について

(新井部会長)

事務局より、修正箇所の説明をして欲しい。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

6ページ(4)法人成年後見制度の のなお書き以降の2行の文章だが、法律的にはこの通りだ。しかし、あえてここに書く必要があるか。東京家裁は、営利法人は選任しないとはっきり言っている。このままとするか、現状では選任されたことはありませんと加えるか、削除するか。

(福田副部会長)

営利法人が選任された例はありませんと書き加えて構わないと思う。

(新井部会長)

排除されるわけではないと書くと、いかにもやってほしいと取られる可能性もある。

(杉本委員)

社協のマニュアルなので不要だと思う。

(新井部会長)

削除することにする。

(事務局 佐野)

同じページの3の 業務権限証書または委任状については、長谷川委員からの指摘で加筆しました。今のところ社協は身分証の提示で済んでおり、使っていないようです。

(竹之内委員)

柏市ではそれらを使った例はない。金融機関への届出時に担当者の設定をしているが、書面まで取り交わしたことはない。

(新井部会長)

業務権限証書などを作成するのは、そんなに難しいことではないのか。

(竹之内委員)

求められれば作成して提出する。会長が被後見人の業務について、職員××が行うこととするといった文章に、公印がつく程度のものである。

(新井部会長)

そうならば、実際に使っていないといっても、削除する必要は無いのではないかと。

(根岸委員)

金融機関によって対応がまちまちなので、場合によっては必要な事もあるだろうから、このまま書いておいても良いと思う。

(新井部会長)

そのようにしよう。

次に37ページの「4 郵便物の開封、転送届」のところについて。

(吉田委員)

最初の文章「後見業務の遂行に必要なものもあるため」とあるが、年金などの確認があるので「必須」である。

転送については、逆から書いた方が良いのではないかと。転居の事実がなければ転送しないというのが、転送しない理由である。

(新井部会長)

「後見業務の遂行に必要なものもあるため」のままで良いのではないかと。郵便物の中には広告のようなものもあるのではないかと。

転送の件についてはいかがかと。

(福田副部会長)

社協への転送ということになるので「本人の居所以外の成年後見人等である社協への転送届を」と変更してはどうか。成年被後見人等が社協に転居することはあり得ないから。

(杉本委員)

レアケースかもしれないが、成年被後見人が在宅のケースの場合、大事な書類を紛失する恐れがある。年金や生命保険などの管理を適確に行うため、後見人の住所へ1年間は転送してもらっている。

(新井部会長)

転送されているか。

(杉本委員)

転送されている。転居の有無に関わらず、転送手続きをすとしたほうが良いと思う。

(新井部会長)

他はどうか。

(竹之内委員)

柏市社協は転送届を出したが、転送を認めてもらえなかった。

(新井部会長)

つまりは認められないということか。

(竹之内委員)

一応内部で検討をしてもらったが、認められなかった。

(新井部会長)

千葉市はどうか。

(根岸委員)

千葉市でも居所以外は転送を認めてもらえなかった。

(牧野委員)

浦安市では転送されている。

(新井部会長)

ところによって、対応がまちまちである。

(吉田委員)

郵便局の中でも混乱が生じているようである。

(新井部会長)

どのようにするか。「認められることがあります」とあえて書くことはないから、「居所で行うことが原則ですが、成年後見人等への転送を認める例もありますので、その場合は下記の事務を行います」と変更するか。別途、日本郵便と交渉する必要があるか。

(事務局 佐野)

具体的にアクションを起こしてしまうと、何も問題なく転送されていた部分が逆に止まってしまう可能性があるという意見があります。

(吉田委員)

そうになってしまう可能性があるので、私書箱で対応しているケースもある。

(新井部会長)

成年後見人というのは本人の全面的な代理権を持つことになるのだから、郵便物の管理をする事はおかしなことではないはずである。ドイツなどは法律で定められているが、日本の場合はその点を触れていないから、このような混乱が生じる。

(福田副部会長)

それは、裁判所と日本郵便との話し合いをしてもらおうしか無いだろう。

(新井部会長)

それが法改正を待つしか無いだろうが、ここでの表し方は、「成年被後見人等の居所で行うことが原則ですが、成年後見人等への転送が認められる場合もあります。転送が認められる場合は、下記のとおり的事务を行います。」と書き換えることとする。

(福田副部会長)

は転送が認められない場合に、発送元に送付先の変更を依頼するということだ。そう

すると転送が認められる場合に行うこととして記載するのは誤りだろう。

(根岸委員)

それぞれの発送元に成年後見人等の就任と送付先の変更の手続きをすることになる。

(新井部会長)

転送されるものもあるのか。

(竹之内委員)

役所関係のものは、全て回って、一つひとつ送付先変更の手続きをすることとなる。年金関係も同様である。

(福田副部会長)

転送がされない場合が多いので、個別に送付先変更の交渉が必要だということである。

(新井部会長)

しかし、郵便物は被後見人の居所でなければならないのであろう。

(吉田委員)

発送元からの宛先を、成年後見人等に変更してしまうということである。

(福田副部会長)

契約上の名義人が送付先になる。

(新井部会長)

それができるのならば、郵便物だって転送ができるはずなのだが。

(福田副部会長)

はあらかじめ個別に交渉して宛名が成年後見人に変更されているから届く。出来ないのは一般郵便物である。

(新井部会長)

の方が正式のやり方で、 が簡略な方法なのに、認められない。いずれにしてもレベルが違う話であるので止めるが、 のことはマニュアルに書いて、 は別の書きの方が良さそうである。逆に の公的機関の送付先変更を先にして、 の一般郵便物について述べるように、事務局は工夫をして欲しい。

44ページから45ページについて、医療行為の同意の部分であるが、意見あるか。千葉家裁のパンフレットは日本では進んだ見解を出しているのだから、千葉県社協もそれにならって出したらどうかと意見した部分である。時間をおいて各委員から意見を貰ったほうがよいか。

(事務局 佐野)

資料は、千葉家裁が発行している「後見人のしおり」をほぼ写しました。

(新井部会長)

そうすると家裁に相談しないとなかなか変更できないか。意見あるか。

(根岸委員)

最近の例で大腸がんの患者のケース、下血が止まらず貧血症状であった。輸血に対して同意を求められたが、その程度の同意は行った。しかし、別のケースで胃ろう造設術の同意を求められたが、これは同意をしなかった。

(竹之内委員)

後見類型のケースで、延命処置について本人が希望していなかったので同意をしなかった。他のケースで手術が必要になり、親族の入院先に同意書を貰いにいったことがある。今のところ、社協が同意したケースはない。

(新井部会長)

その延命処置については、本人は理解していたのか。

(竹之内委員)

事前に本人と家族から延命処置をしないという意志を確認してあった。本人が本当に理解していたかというところには疑問があるが。

(新井部会長)

そのような例もあるだろう。この部分については、後日でも良いので意見を寄せて欲しい。

47ページの身体拘束について、いかがか。

(吉田委員)

身体拘束に関して、施設側から「しません」ということに対して同意を求められることがある。これはどのようなことか。

(新井部会長)

それは施設側の免責であろう。署名した後に拘束があったら、訴えることはできる。拘束を認める例として3点を挙げているが、これでよいか。これでは認めてもよいことのほうが色濃くないか。

(事務局 佐野)

実際にはやむを得ないということがあるようです。あえて書くかと言うことですが。

(新井部会長)

身体拘束は行わないということが原則であるということ踏まえて、その上でやむを得ない場合はこの3点の理由に限られると、強い表現をして欲しい。この3点はあくまでも例外であると、必要以上の拘束が見られた場合は組織として対応すると表記して欲しい。

(鈴木委員)

虐待を見つけた場合は、虐待防止法により、まずは市町村に連絡をするようになっている。市町村によって窓口の差はあると思うが、介護保険は地域包括支援センターとなる。

(事務局 佐野)

身体拘束をすぐ虐待に結び付けるよりも、まずは苦情として処理することが適切かと思いました。

(鈴木委員)

必要以上の拘束を見つけたときで虐待と判断した場合、まず見つけたときは、市町村で良いと思う。

(事務局 佐野)

他は相談先として載せますか。

(鈴木委員)

施設であっても、居宅であってもまずは市町村へ通報、それぞれ担当窓口の差はあるが、改善が見られない場合に県や国保連でも良いと思う。

(福田副部会長)

苦情申し出先の前に、虐待のレベルと判断したら、まずは市町村へと入れてはどうか。

(新井部会長)

身体拘束と虐待、どのようにするか。

(鈴木委員)

この切迫性・非代替性・一時性は、施設入所の場合だけをイメージしているのだろう。

(新井部会長)

居宅でも身体拘束の例はあるだろう。

(鈴木委員)

居宅の場合は経済的虐待やネグレクトが多いようである。

(新井部会長)

身体拘束と虐待を一緒にするというので、よろしいか。書き加える場所は通報先に市町村を加える。身体拘束と虐待の見極めが難しいだろう。

(福田副部会長)

虐待の種類が多いので、過度の身体拘束が虐待に当たるか、見極めが難しいので、別のほうが良いと思う。

(新井部会長)

6 身体拘束に関することは施設における対応とする。通報先については鈴木委員の指摘のとおりとする。**7 虐待への対応**については、内容を増やすか。

(吉田委員)

虐待が発見されたため後見人がつく事がある。その時点で虐待はなくなっているのでは。

(新井部会長)

それでも虐待が残っている場合がある。後見人の対処方法としてこれで良いか。

(鈴木委員)

後見人によって本人の預金が管理されたため、親族が自由にならなくなってしまったことによるストレスから虐待が発生するというようなことが考えられる。

(吉田委員)

そのような場合は施設入所にならないか。

(鈴木委員)

世帯分離をして施設入所も考えられるが、在宅のままで生活維持することもありえる。

(福田副部会長)

新たな虐待が発生してしまうことも、ありえるのである。だから様々な種類があるのだろう。

(新井部会長)

ここは主語をどこにするのが吉田委員の疑問点なのだと思う。このマニュアルは法人後見を行う社協に向けたものである。一般向けのものではない。特にそこが分かるようにすべきである。

(吉田委員)

47ページの中間の「・必要以上の拘束がある場合は注意を行い」とあるが、誰が誰に注意を行うのが、わからない。

(新井部会長)

主語が無いのであろう。

50ページから51ページの死後に関する事務について。網掛けの部分を加筆したが、いかがか。

(竹之内委員)

柏市ではまだ実例が無い。しかし、明日この件について市役所担当部署と協議を持つことになっている。

(根岸委員)

この様に文章になってしまうと、やむを得ない場合は対応しなければならなくなるので、不安になってしまう。基本的には社協がやるものではないと思う。

(新井部会長)

原則的には親族が行うものである。できない場合は市町村長がすると決まっている。それもできない場合は協議をして、任務外であるが行うということ。

(牧野委員)

今のところ、実例が無い。おそらくは担当部署の方で行っていくのかなと思う。その調

整はしていない。

(新井部会長)

根岸委員、これは負担になるか。行政の指定業者の一番安い料金設定で行うことになるのだろう。生活保護世帯などはそのようにしているようであるが。

(根岸委員)

たぶんそれと同じようなことになるだろう。

(事務局 佐野)

社会福祉士などはやむを得ず行っている方が多いので、社協もそうなるだろうと思ひ載せました。

(新井部会長)

品川は社協が行っている方が多いと聞いている。

(事務局 川上)

墓地埋葬法の主体は市町村にあるはずですので、市町村がやらないということはありません。やりたい社協は別ですが、市町村がやらないから社協がやるというのはおかしいことではないですか。

(吉田委員)

社会福祉士はやってしまうことがあるが、そのために事前に連携を取る必要性を感じている。

(事務局 川上)

事前の連携は必要なことだと思いますが、市町村はやらないという考え方はありえないのではないですか。

(新井部会長)

改めて議論になったところを確認すると、6ページの(4)のなお書きからの2行。37ページの4郵便物の転送、郵便局の対応について。44ページから45ページの5医療同意について。47ページの6身体拘束と7虐待。そして今議論となっているのは、50ページの2葬儀・埋葬・納骨である。「親族や市町村長による迅速な対応が期待できない場合」ということがおかしいということか。

(事務局 川上)

「その旨を家庭裁判所へ相談し、判断を委ねます。」で切ってしまったらどうでしょう。

(新井部会長)

なるほど。浦安市はいかがか。

(牧野委員)

そのほうがよいかと思う。

(椎名委員代理 佐川室長)

市町村行政から協力要請があれば、行うとしてはどうか。

(鈴木委員)

墓地埋葬法の関係から市町村が行うべきという意見があったが、柏市の住民が松戸市内の病院でなくなった場合、住民登録地に関わらず、死亡した場所の市町村の事務責任になり、松戸市が行うことになる。そこで市町村間で軋轢が生じてしまうことがある。

(福田副部長)

近隣に親族がいる場合は親族に預けてしまえるのでよいが、そうでない場合は実際に後見人がやっちゃっているということが問題であろう。

(吉田委員)

納骨も請け負うこととなると、そこまでに交通費は誰が負担するのかという問題も生じてくる。

(新井部会長)

まず、「菩提寺があればそこに納骨します。」の部分は削除する。「家庭裁判所へ相談し、判断を委ねます。」の部分までで切るか、それともその後の文章を活かすか 2 つの案がある。どちらかに決める必要がある。

(2) 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び市町村行政等関係機関との連携

(新井部会長)

60ページから事務局に説明をしてもらいたい。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

何か意見あるか。60ページの3行目「大阪家裁が市民後見人を単独で認めており」とあるが、社協の中に弁護士のチームがあり、事細かに市民後見人をサポートしているので認めていることを入れた方がよい。

(長谷川委員)

専門家の全面的なバックアップを受けているので、単独の市民後見人を認めているということである。

(事務局 佐野)

そのあとに「社協が相談窓口となったり現任研修を行ったりしてバックアップをしています」と記述しましたが。

(新井部会長)

もっと強調をして欲しい。事実上監督に近いので、大阪家裁は認めている。

(長谷川委員)

社協の事業のひとつとして位置づけているようである。

(新井部会長)

東京も大阪も社協が関与しているということは変わりが無い。東京は監督人として、大阪は監督人ではないが、型にとらわれずに中に入り込んでいる。千葉でも市民後見人が単独で選任される可能性もある。なお、東大の市民後見人養成講座の卒業生のくだけは東葛地区だけを挙げているが、これでよいか。まだ資料を検討する時間もあると思うので、持ち帰り検討を願いたい。

(3) 資料編について

(新井部会長)

ここについて事務局から説明を願いたい。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

前回の議論の中で、本文の中に資料が組み込まれていると分かり難いということで、資料編をつけるということになったが、これでよいか。

内容について、28ページからのフェイスシートなどは日常生活自立支援事業の様式を持ってきたが、後見用に変更の必要があるだろうか。いかがか。

(長谷川委員)

相談者をきちんと把握をした方が良いが、そこはどこか。

(事務局 佐野)

フェイスシート1枚目の相談経路にチェックが入ることになっている。

(長谷川委員)

例えば親であれば、親にチェックが入ると思うが、その相談の背景が不十分。連絡先もない。相談者がキーパーソンであることが多いか。

(新井部会長)

千葉市や浦安市で実際に活用をしている様式との差はどうか。

(根岸委員)

この様式をどの段階で使用するかだと思ふ。家裁から候補者の打診があった時か、通常の相談業務で使うか。どのようなイメージか。

(事務局 佐野)

情報の把握は早ければ早いほうが良いと思います。通常の相談でも家裁から打診があった時でも使って良いと思います。

(根岸委員)

千葉市の場合、現在は市長申立ケースだけを受任しているので、市が調査したものをそのまま利用できるために、このようなシートを使うことはない。でもこのようなフォーマットを利用した方が良いのであれば、そのようにするが、どの段階で移すものかということである。

(新井部会長)

具体的にはどのようにしているのか。

(根岸委員)

こんなに詳しくないが、生育歴や申立の経緯、判断能力の程度など、そのレベルの情報は来ている。

(竹之内委員)

柏市はそこまで詳しい提供は受けていないので、相談を持ってきた人に実際に聞き取り調査を行ってフェイスシートを作成している。

(牧野委員)

浦安市は市役所が作成したものをそのまま貰うが、それほど細かくはない。

(新井部会長)

もう少し簡略化して、追加するものを入れるようにしよう。

資料1と2は設置要綱のモデルである。資料3からが、実際の後見に関わる資料となるが、申立のための資料や診断書の様式などが無いが、必要ないか。審判書などはいらなくても知れないが、これだけの資料編を作成するのであればそこからあった方が良く思う。

(福田副部会長)

一般的な後見制度申立のマニュアルであれば必要なものだと思うが、これは選任後の法人後見用のマニュアルであるので、不要かと思う。

(新井部会長)

その辺は事務局に任せたい。資料7は千葉家裁のものとなる。

(吉田委員)

家庭裁判所のリストは要らないか。

(新井部会長)

選任されることが前提になっているので、家裁から連絡が来るであろう。今思いつかないが、持ち帰ってから足りないようなものがあれば事務局に寄せて欲しい。

(竹之内委員)

保佐や補助は代理権の付与が多い場合が多いので、代理権とはどのようなものか一覧がついていると良いと思う。審判書の例に代理権のついた保佐と補助タイプのパターンもあった方が良く思う。

(根岸委員)

13ページの管理物引受書というのがあるが、日常生活自立支援事業ではこのやり取りをするが、はたして必要か。33ページについても同じである。

(長谷川委員)

訴訟などに至ってしまった場合はこのようなものがあつた方が良くと思うが。

(福田副部長)

後見業務開始時には13ページの管理物引受書のようなものは必要かと思うが、その後の日々の管理はいらぬと思う。

(事務局 佐野)

通帳等預かり書・受領書は、例えば補助類型であつた場合、「払出したお金を受け取つていない」と言ひだした様な時の対応のために、目に見えるものが必要かと思ひました。後見類型の場合は、本人からの署名や捺印は無効だと思ひますが、わからないから受領のサインを貰わないというのも違和感があります。

(長谷川委員)

あまり使わぬように思ふ。通帳をお返しをするときには書類を交わす必要があるが。

(事務局 佐野)

実施社協が通帳を保管して、払出をしても通帳は社協へ戻す場合は、上の通帳の欄は全て斜線を引いて、現金の部分のみ活用するようにしてはどうでしょうか。現金の受取証のようなものとなりますが。

(新井部長)

それでは不要ということにするか。

(竹之内委員)

法人後見支援員が動き出した時に使うようにしたらどうか。

(事務局 佐野)

ちなみに、この様式は複写式になっており、33ページ社協用は31ページと32ページの様式とともに、社協に提出してもらふ様式です。そのようなイメージです。34ページの本人控えは本人の手元に残ります。その後36ページの活動記録を作るようにイメージしています。

(長谷川委員)

いきなり実施記録簿の作成でもよいと思ふ。

(新井部長)

その点はもう少し見直しをしよう。

3 閉会

(新井部会長)

次回は最終回となる。各委員持ち帰って、意見は1月6日(金)午後6時までに事務局に寄せて欲しい。それを持って、部会長と事務局で調整をし、最終回に間に合わせたいと思う。

(事務局 佐野)

次回は最終回となります。平成24年1月19日(木)13時から15時、3階会議室の予定です。本日は長時間ありがとうございました。